県南広域振興局長告示第152号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。 平成24年10月16日

県南広域振興局長 田 村 均 次

1 同行援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0310600150	有限会社ケイエス在宅介	北上市和賀町藤根11地割84	有限会社ケイエス在宅介護	平成24年10月1日
	護サービス北上事業所	番地	サービス	

2 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0310600150	有限会社ケイエス在宅介	北上市和賀町藤根11地割84	有限会社ケイエス在宅介護	平成24年10月1日
	護サービス北上事業所	番地	サービス	

3 短期入所

事業所	所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
031090	00394	ニコニコハウス	一関市三関字小沢68番地3	社会福祉法人平成会	平成24年10月1日